

「信用取引ルール」新旧対照表(平成22年7月23日改正)

下線を付した部分が改正点となります。

新	旧
<p>3. 必要委託保証金</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 委託保証金率 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 委託保証金率は、新規建時に<u>30%</u>(平成22年7月22日までは<u>33%</u>とする)以上、<u>委託保証金維持率(追証ライン)は25%</u>(平成22年7月22日までは<u>30%</u>とする)、また、その最低金額は上記(1)記載のとおり30万円以上となります。<u>委託保証金</u>は、現金又は当社が定める代用有価証券が対象となります。 (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 追加委託保証金(追証)の差入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代用有価証券の値下がり等により、<u>委託保証金維持率を下回った場合には、委託保証金率が28%</u>(平成22年7月22日までは<u>33%</u>とする)まで回復する額、又は、最低委託保証金30万円まで回復する額のうちいずれか大きい額を追加委託保証金として差入れていただきます。なお追加委託保証金の入金期限は<u>委託保証金維持率を下回った日の翌々営業日の正午まで</u>となります。</li> <li><u>委託保証金維持率(25%</u>(平成22年7月22日までは<u>30%</u>とする))は、金融商品取引所等の取引規制等又は当社独自の判断により、変更されることがあります。 (現行どおり)</li> <li>追加委託保証金が発生すると、その後株価の値上がり等により<u>委託保証金率が25%</u>(平成22年7月22日までは<u>30%</u>とする)を回復した場合でも、当該追加委託保証金の入金が必要となります。</li> </ul> <p>4. 前受制・前受製の例外</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 前受製の例外 信用取引の反対売買による決済損金については前受金制度の対象外とさせていただきます。損金が委託保証金現金内で充当できない場合は決済を行った日から受渡日までに不足金をご入金していただき、当社にて入金の確認ができることが必要となります。なお、委託保証金現金による決済損金への充当は、<u>委託保証金のうち30万円を上回る額且つ委託保証金率が30%</u>(平成22年7月22日までは<u>33%</u>とする)を超える場合の当該<u>30%</u>(平成22年7月22日までは<u>33%</u>とする)を超える部分に相当する額の範囲内で行います。ただし、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。 (現行どおり)</p>	<p>3. 必要委託保証金</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 委託保証金率 委託保証金率とは、建玉代金合計に対する実質保証金の割合をいいます。 委託保証金率は、新規建時に<u>33%</u>以上、保証金維持率(追証ライン)は<u>30%</u>、また、その最低金額は上記(1)記載のとおり30万円以上となります。保証金は、現金または当社が定める代用有価証券が対象となります。 (以下省略)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 追加保証金(追証)の差入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代用有価証券の値下がり等により、保証金維持率を下回った場合には、<u>必要委託保証金率(33%)</u>に回復する額、または、最低委託保証金30万円に回復する額のうちいずれか大きい額を追加保証金として差入れていただきます。なお追加保証金の入金期限は保証金維持率を下回った日の翌々営業日の正午までとなります。</li> <li>保証金維持率(<u>30%</u>)は、金融商品取引所等の取引規制等または当社独自の判断により、変更されることがあります。</li> <li>追加保証金が発生すると、その後株価の値上がり等により<u>委託保証金率が30%</u>を回復した場合でも、当該追加保証金の入金が必要となります。</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p>4. 前受制・前受製の例外</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 前受製の例外 信用取引の反対売買による決済損金については前受金制度の対象外とさせていただきます。損金が委託保証金現金内で充当できない場合は決済を行った日から受渡日までに不足金をご入金していただき、当社にて入金の確認ができることが必要となります。なお、委託保証金現金による決済損金への充当は、<u>委託保証金のうち30万円を上回る額且つ委託保証金率が33%</u>を超える場合の当該<u>33%</u>を超える部分に相当する額の範囲内で行います。ただし、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。 (以下省略)</p>

5. 取引について

(1) (現行どおり)

(2) 信用新規注文

① 信用取引による新規建は「新規建余力」の範囲内で行うことができます。

ただし、建玉限度額(※)を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。

「新規建余力」は当社Webサイト上に表示いたします。

「新規建余力」とは、当社の定める方法により、新規建日の翌営業日以降の予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が30%(平成22年7月22日までは33%とする)を超える場合、当該30%(平成22年7月22日までは33%とする)を超える部分に相当する委託保証金額によって新規建できる約定代金の限度額です。ただし、金融商品取引所等の取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合には、この限りではありません。また、当社独自の判断により、当該30%(平成22年7月22日までは33%とする)の数値は変更されることがあります。この場合、変更前に発注された未約定のご注文がある場合には当該注文は失効されます。

なお、「新規建余力」の範囲内での新規建のご注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が25%(平成22年7月22日までは30%とする)を下回り、追加委託保証金が発生する場合がございます。

(以下省略)

(3)

①～③

イ.

ロ. 現引

「現引」とは買建玉に対する買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引取ることを言います。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」となります。現引は「現引可能額」の範囲内で行うことができます。「現引可能額」は当社Webサイト上では「買付可能額」として表示されております。

当社では現引を行いますと代用適格の株式等はすべて代用有価証券となり担保に組入れられます。

営業日の0時から15時30分までに現引入力されたものについては入力日の当日に、それ以外(営業日の15時30分過ぎから24時まで及び営業日以外の日)に現引入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行いたします。

「現引可能額」とは、当社の定める方法により、現引決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30%(平成22年7月22日までは33%とする)を超える場合、当該30%(平成22年7月22日までは33%とする)を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現引受渡日の委託保証金現金から売建玉に対

5. 取引について

(1) (省 略)

(2) 信用新規注文

① 信用取引による新規建では「新規建余力」の範囲内で行うことができます。

ただし、建玉限度額(※)を超えることとなる新規建のご注文は行うことができません。

「新規建余力」は当社Webサイト上に表示いたします。

「新規建余力」とは、当社の定める方法により、新規建日の翌営業日以降の予定委託保証金率を計算し、最も低い予定委託保証金率が33%を超える場合、当該33%を超える部分に相当する委託保証金額によって新規建できる約定代金の限度額です。ただし、金融商品取引所等の取引規制等により委託保証金率の変更が行われた場合には、この限りではありません。また、当社独自の判断により、当該33%の数値は変更されることがあります。この場合、変更前に発注された未約定のご注文がある場合には当該注文は失効されます。

なお、「新規建余力」の範囲内での新規建のご注文であっても、急激な相場変動等によって、結果として委託保証金率が30%を下回り、追加保証金が発生する場合がございます。

(以下省略)

(3)

①～③

イ.

ロ. 現引

「現引」とは買建玉に対する買付代金相当額を支払うことにより現物株式等を引取ることを言います。受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」となります。現引は「現引可能額」の範囲内で行うことができます。「現引可能額」は当社Webサイト上では「買付可能額」として表示されております。

当社では現引を行いますと代用適格の株式等はすべて代用有価証券となり担保に組入れられます。

営業日の0時から15時30分までに現引入力されたものについては入力日の当日に、それ以外(営業日の15時30分過ぎから24時まで及び営業日以外の日)に現引入力されたものについては入力日の翌営業日に決済を執行いたします。

「現引可能額」とは、当社の定める方法により、現引決済受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が33%を超える場合、当該33%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現引受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払予定配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、委託保証金30万

(省 略)

する支払予定配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。

(以下省略)

(4) 信用取引口座を開設されているお客様の現物取引

① 現物の買付

現物株式の買付は「買付可能額」の範囲内で行うことができます。

「買付可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「買付可能額」とは、当社の定める方法により、現物買付受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30% (平成22年7月22日までは33%とする)を超える場合、当該30% (平成22年7月22日までは33%とする)を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現物買付受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払い配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。

(以下省略)

6. 出金(委託保証金現金の引出)

出金は「出金可能額」の範囲内で行うことができます。

「出金可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「出金可能額」とは、当社の定める方法により、出金指示日の翌営業日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が30% (平成22年7月22日までは33%とする)を超える場合、当該30% (平成22年7月22日までは33%とする)を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、出金指示時の委託保証金現金から売建玉に対する支払配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、最低委託保証金30万円を超える部分の額です。ただし、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。

(以下省略)

円を超える部分の額です。

(以下省略)

(4) 信用取引口座を開設されているお客様の現物取引

① 現物の買付

現物株式の買付は「買付可能額」の範囲内で行うことができます。

「買付可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「買付可能額」とは、当社の定める方法により、現物買付受渡日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が33%を超える場合、当該33%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、現物買付受渡日の委託保証金現金から売建玉に対する支払い配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、委託保証金30万円を超える部分の額です。

(以下省略)

6. 出金(委託保証金現金の引出)

出金は「出金可能額」の範囲内で行うことができます。

「出金可能額」は当社Webサイト上に表示いたします。

「出金可能額」とは、当社の定める方法により、出金指示日の翌営業日以降の最も低い予定委託保証金率を計算し、当該予定委託保証金率が33%を超える場合、当該33%を超える部分に相当する委託保証金額を上限とした、出金指示時の委託保証金現金から売建玉に対する支払配当落調整額合計(※)を差引いた金額の内、委託保証金30万円を超える部分の額です。ただし、金融商品取引所等の取引規制銘柄等の建玉がある場合には、この限りではありません。

(以下省略)